

## 11 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会児童福祉部会運営規程

第1条 定款39条の規定に基づき、本会に児童福祉部会（以下「部会」という。）を設け、その運営は本規程の定めるところによる。

第2条 部会は、区域担当児童委員と主任児童委員とのお互いの特性を活かした活動の展開に向け、協力関係の強化、関係機関・団体との連携を図り、実践活動の企画、推進にあたる。

第3条 部会の委員数は12名以内とする。

2 部会の委員は、一般財団法人茨城県民生委員児童委員協議会の会員である民生委員児童委員および主任児童委員の中から、地域性を考慮して会長が委嘱する。この場合において委員のうち6名は主任児童委員とする。

3 委員の任期は3年とする。ただし、再選をさまたげない。

第4条 部会に次の役員をおく。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員を選任は、部会において委員の互選によるものとする。

第5条 部会長は、部会を代表し会務を執行する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

第6条 部会長は、必要に応じ連絡会等の下部組織を設けることができる。ただし、この場合会長の承認を得るものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部会長が部会に諮ってこれを定めるものとする。

### 付 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 付 則

1 この規程は、平成18年3月15日から施行する。

### 付 則

1 この規程は、平成20年3月27日から施行する。